また、同日内閣から、左記の者を再就職等監視委員会委員長及び同委員に任命したいので、国家公務員法第百六条の八第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（委員長）　羽柴　駿
（委員）　伊東　研祐
（同）　篠原　文也
（同）　番　敦子
（同）　笠　京子

また、同日内閣から、左記の者を預金保険機構理事に任命したいので、預金保険法第二十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（九月七日任期満了による再任）　井上　美昭
（同日任期満了の波多野睦夫の後任）　小幡　浩之

また、同日内閣から、左記の者を公害等調整委員会委員に任命したいので、公害等調整委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月三十日任期満了の辻通明の後任）　柴山　秀雄
（同日任期満了の磯部力の後任）　髙橋　滋

また、同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員長に任命したいので、更生保護法第六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月十六日任期満了の野田忠男の後任）　石田　浩二

また、同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月三十日任期満了による再任）　神尾真知子

また、同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会委員に任命したいので、社会保険医療協議会法第三条第六項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月十四日任期満了による再任）　森田　朗
（六月二十日任期満了の小林麻理の後任）　石津　寿惠

また、同日内閣から、左記の者を土地鑑定委員会委員に任命したいので、地価公示法第十五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（七月四日任期満了による再任）　鎌田　薫
（同日任期満了による再任）　石橋　勲
（同日任期満了による再任）　井出多加子
（同日任期満了による再任）　緒方　瑞穂
（同日任期満了による再任）　白田　佳子
（同日任期満了による再任）　都築　武保
（同日任期満了による再任）　光多　長温

また、同日内閣から、左記の者を運輸安全委員会委員に任命したいので、運輸安全委員会設置法第八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（九月三十日任期満了の山本哲也の後任）　庄司　邦昭
（同日任期満了による再任）　横山　鐵男
（同日任期満了による再任）　根本　美奈

報告書及び文書受領

六月七日内閣から、高齢社会対策基本法第八条第一項の規定に基づく「平成二十二年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十三年度高齢社会対策」についての文書を受領した。

また、同日内閣から、子ども・若者育成支援推進法第六条の規定に基づく「平成二十二年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、環境基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成二十二年度環境の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十三年度環境の保全に関する施策」についての文書を受領した。

また、同日内閣から、循環型社会形成推進基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成二十二年度循環型社会の形成の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十三年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書を受領した。

また、同日内閣から、生物多様性基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十二年度生物の多様性の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十三年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書を受領した。

人事異動

法務省

○定年退官

千葉区検察庁副検事布施照夫は、検察庁法第二十二条の規定により六月三日限り定年退官

官庁報告

官庁事項

日本郵政株式会社（郵政産業労働組合）争議調停申請、郵便事業株式会社（郵政産業労働組合）争議調停申請及び郵便局株式会社（郵政産業労働組合）争議調停申請に関する公表

平成23年5月24日、郵政産業労働組合から、労働関係調整法第18条第2号の規定による調停申請があったので、同法施行令第7条第2項及び労働委員会規則第77条の規定に基づき、下記のとおり公表する。

平成23年6月9日　　中央労働委員会

記

1　関係当事者
組合側　郵政産業労働組合
使用者側　日本郵政株式会社
郵便事業株式会社
郵便局株式会社

2　関係公益事業　日本郵政株式会社の東京逓信病院の事業は、労働関係調整法第8条第1項第4号に規定する医療の事業
郵便事業株式会社の郵便の業務及び郵便局株式会社の郵便窓口業務は、同項第2号に規定する郵便の事業
郵便事業株式会社の小包配送の業務は、同項第1号に規定する運輸の事業

3　調停申請事項　2011年度夏期手当に関すること

国家試験

第39回労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の実施

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第82条第1項及び第83条第1項並びに第83条の2の規定に基づき、第39回労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験を次のとおり実施するので、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和48年労働省令第3号。以下「規則」という。）第6条第2項（第15条において準用する場合を含む。）に基づき公告する。

平成23年6月9日　　厚生労働大臣　細川　律夫

1　労働安全コンサルタント試験　労働安全コンサルタント試験は、試験の区分ごとに、筆記試験及び口述試験によって行う。

(1)　受験資格　次のいずれかに該当する者でなければ、労働安全コンサルタント試験を受けることができない。

ア　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくは旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するもの

イ　学校教育法による短期大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後7年以上安全の実務に従事した経験を有するもの

ウ　学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。以下同じ。）又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後10年以上安全の実務に従事した経験を有するもの